

「マクロ健全性監督」を巡る議論と金融庁における取組み

金融庁 監督局

平成 21 年 9 月 14 日

マクロ健全性監督を巡る議論①: アジア金融危機後

ティートマイヤー独連銀総裁のG7に対する報告

「金融市場の監督・監視の分野における国際的な協力及び調整」(1999年2月11日)

- 我々が取り組むべき包括的なアプローチには、3つの側面がある。1つ目は、ミクロ健全性監督上の課題とマクロ健全性監督上の課題が別扱いされていることの克服である。2つ目は、金融セクターの安定に携わっている主要な国際機関と主要な各国当局間の連携を強化することである。3つ目は、新興諸国をこのプロセスにより緊密に組み込むことである。

マクロ健全性監督を巡る議論②：今次金融危機

G20 第一作業部会最終報告書(2009年4月2日)

- 個別金融機関レベルでの健全性監督の強化は不可欠であり、各国の所管当局は金融システムの不安定化を防止するための第一防衛線でなければならない。しかし、今次金融危機の根本的な教訓は、個別金融機関レベルでの効果的な監督は、必要ではあるものの、金融システム全体の健全性を守るためには十分ではないということだ。これは、金融システム崩壊の長い歴史の教訓でもある。個別の危機はそれぞれ異なるが、過剰なリスクテイク、急速な信用膨張、レバレッジの上昇といった共通の要素がある。ここから明らかなのは、規制・監督当局、中央銀行は、ミクロ健全性規制にマクロ健全性の観点を上乗せして補完し、金融の不安定性を引き起こす可能性がある過剰な流動性、レバレッジ、リスクテイク、そしてシステムミックなリスク集中から生ずるリスクをより効果的に監視し、対処する必要がある、ということだ。
- 金融システム全体が危機に陥るリスクは、個別のリスク要素の単純合計ではないので、経済主体の集団的行動がリスク総量に与える影響も明示的に考慮しなければならない。たとえば、景気拡張期に個別の銀行が貸し出しを増大させることは、ミクロ健全性監督の観点からは問題がないかもしれないが、銀行セクター全体のレバレッジが広範に上昇しているとすれば、マクロ健全性の観点からは懸念を持つかもしれない。

バーナンキFRB議長 米下院金融サービス委証言(2009年7月24日)

- システム上重要な金融機関、及び金融機関一般の監督及び規制に、よりマクロ健全性の観点(個別金融機関だけでなく金融システム全体の安定や健全性を考慮に入れるという観点)を取り入れる必要がある。
- 危機時において金融システムを脅かす可能性のある、金融機関あるいは金融市場相互の連関や依存関係を考慮に入れるマクロ健全性の観点は、現在のミクロ健全性中心の銀行監督・規制を補完する。

英金融サービス機構「ターナー・レビュー」(2009年3月18日)

- マクロ健全性分析においては、金融及びそれを通じてマクロ経済に影響を有する経済及び金融システムの動向を特定し、それら動向がもたらすリスクに対応するために講じることが考えられる政策措置を特定することが必要である。
- この分析は金融政策運営にとっても有用な情報を提供しうるが、自己資本比率規制上の所要自己資本の水準、あるいは流動性リスク管理に係るポリシーやガイダンスを変更するといった、マクロ健全的な監督手法の発動に関する決定にも資することが考えられる。

マクロ健全性監督:これまでの取り組み

1)システムにおける
隠れたリスク集中

- 銀行システム全体としてのサブプライム関連エクスポージャー等の把握・公表(2007年～)
- 不良債権のオフバランス化の共通目標設定・進捗状況の公表(2001年～2005年)
- 銀行における株式保有制限(2002年)や銀行等保有株式取得機構による株式買取等(2002年～2006年)
- 業態横断的なストレステストの実施(2008年～)
- 不動産金融に係るリスク管理についての注意喚起(2006年)

2)システムにおける
危機波及構造
の存在

- 預金保険法第102条に基づくシステミック・リスクへの対応
- 銀行等保有株式取得機構による株式買取再開(2009年)

3)実体経済と金融
システムとの相乗作用

- 金融円滑化に向けた対応(2008年～)
 - 金融機能強化法の改正と活用促進
 - 貸出条件緩和が円滑に行われるための措置
 - 銀行等の自己資本比率規制の一部弾力化
 - 金融円滑化に向けた特別ヒアリング・集中検査の実施
 - 緊急保証制度の開始・拡充(中小企業庁)等、関係省庁等の取組みと連携
- 自己資本比率規制に内在する景気変動増幅効果(プロシクリカリティ)の抑制の提言(2009年～)

マクロ健全性監督：最近の取組み

- 監督方針（平成21事務年度主要行等向け監督方針（抄）（2009年8月））

- 2. (3) 金融システムの健全性

- 上記のような個別行レベルでの対応とともに、マクロ経済や金融市場の動向と金融仲介機能や銀行財務の健全性との間にある強い相関関係を認識し、金融市場における取引実態を踏まえ、日本銀行と十分に連携しつつ、リスクの集中状況や波及経路等を注視すること等を通じて、金融システム全体が持続的・安定的に発展することが見込めるかという視点からの洞察にも努める。特に、金融システムにおいてその動向が大きな影響を有する主要行等については、重点的に、こうした観点からの分析や対応に努めることとする。

- 庁内における連携強化

- 金融システムの健全性に関する情報等を部局横断的に共有するための会議の設置

- 日本銀行との連携強化

- ハイレベルでの意見交換会を定期的あるいは必要に応じ開催

- 国際的な議論への積極的な貢献

- バーゼル銀行監督委員会

- 金融安定理事会（FSB）